



民事第一審訴訟事件の概況

1 民事第一審訴訟事件等の概況

第1回報告書では、主として事件票^{*1}のデータに基づき、平成16年4月から同年12月までの間に終局した地方裁判所における民事第一審訴訟事件^{*2}等について、審理期間の実情の分析を行った。その結果、審理期間が長い事件は主として期日回数が多くなっていることが明らかとなったが、その時点では、争点整理、人証調べ等の手続段階ごとの期間に関するデータ、医事関係訴訟や建築関係訴訟に関して審理期間に影響を及ぼす鑑定、付調停に関するデータ等は統計上把握できないなど、更に詳しい分析を行うことは困難な状況であった。そこで、平成18年1月1日以降、これらの事項について事件票の項目を追加し、第2回報告書では、平成18年に終局した地方裁判所の民事第一審訴訟事件等について、新たに追加した項目の統計データにより明らかとなった点を中心に、その実情を分析した。第3回報告書では、第2回報告書で分析した統計データについて、引き続き分析を行うとともに、平成18年以降急増した貸金業者に対する過払金返還請求訴訟（以下「過払金返還請求訴訟」という。）による統計データへの影響についても検討し、その影響を除去した統計データの傾向についても分析した。

本報告書では、平成22年に終局した民事第一審訴訟事件等に係る統計データの分析を行い^{*3}、最新の民事第一審訴訟事件等の概況を明らかにするとともに、これまでの調査結果等とも適宜対比して民事第一審訴訟事件等の経年的な変化ないし傾向をみることにする。

*1 事件票については、第1回報告書11頁参照。

*2 第一審の民事訴訟事件には、通常訴訟事件、人事訴訟事件、手形・小切手訴訟事件、少額訴訟事件があるが、ここでの「民事第一審訴訟事件」とは、地方裁判所の通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成16年4月1日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、同日以前から係属していた事件及び経過措置により同日以後に提起されたそれに関する反訴事件等のみを引き続き審理している。

*3 民事第一審訴訟事件全体の概況のほか、いわゆる専門訴訟のうち、医事関係訴訟、建築関係訴訟、知的財産権訴訟及び労働関係訴訟の概況を分析する。また、第一審の行政訴訟のうち地方裁判所に提起されるもの（本報告書では、「行政事件訴訟」という。）及び人事訴訟のうち家庭裁判所に提起されるものの概況も分析する。

1. 1 民事第一審訴訟事件の概況

平成22年における民事第一審訴訟事件の既済件数は22万7435件であり、その平均審理期間は6.8月である。そのうち68.6%の事件は受理から6月以内に終局しており、2年超の審理期間を要した事件は、全体の3.3%（7502件）である。また、判決で終局した事件の割合は36.8%、和解で終局した事件の割合は32.0%であり、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は27.8%である。

審理の状況につき、平均期日回数は3.5回、平均期日間隔は1.9月であり、争点整理実施率は27.7%、人証調べ実施率は10.3%である。人証調べを実施した事件の平均審理期間は19.1月、平均人証数は2.8人である。なお、上訴率は15.7%、上訴事件割合は5.8%である。

平均審理期間は平成20年（6.5月）と比べて若干長くなっているが、平成18年（7.8月）以前よりは短い。平成20年と比べて長期化したことについては、従前と比較して、過払金返還請求訴訟の処理に時間を要するようになったことが主な原因であると考えられる。

また、過払金返還請求訴訟による影響をおおまかに除去した統計データでは、平均審理期間は8.3月、判決で終局した事件の割合は50.5%、和解で終局した事件の割合は34.0%、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は40.1%である。また、平均期日回数は4.5回、平均期日間隔は1.8月、争点整理実施率は37.0%、人証調べ実施率は18.7%である。

1. 1. 1 平均審理期間と事件数

○ 平均審理期間

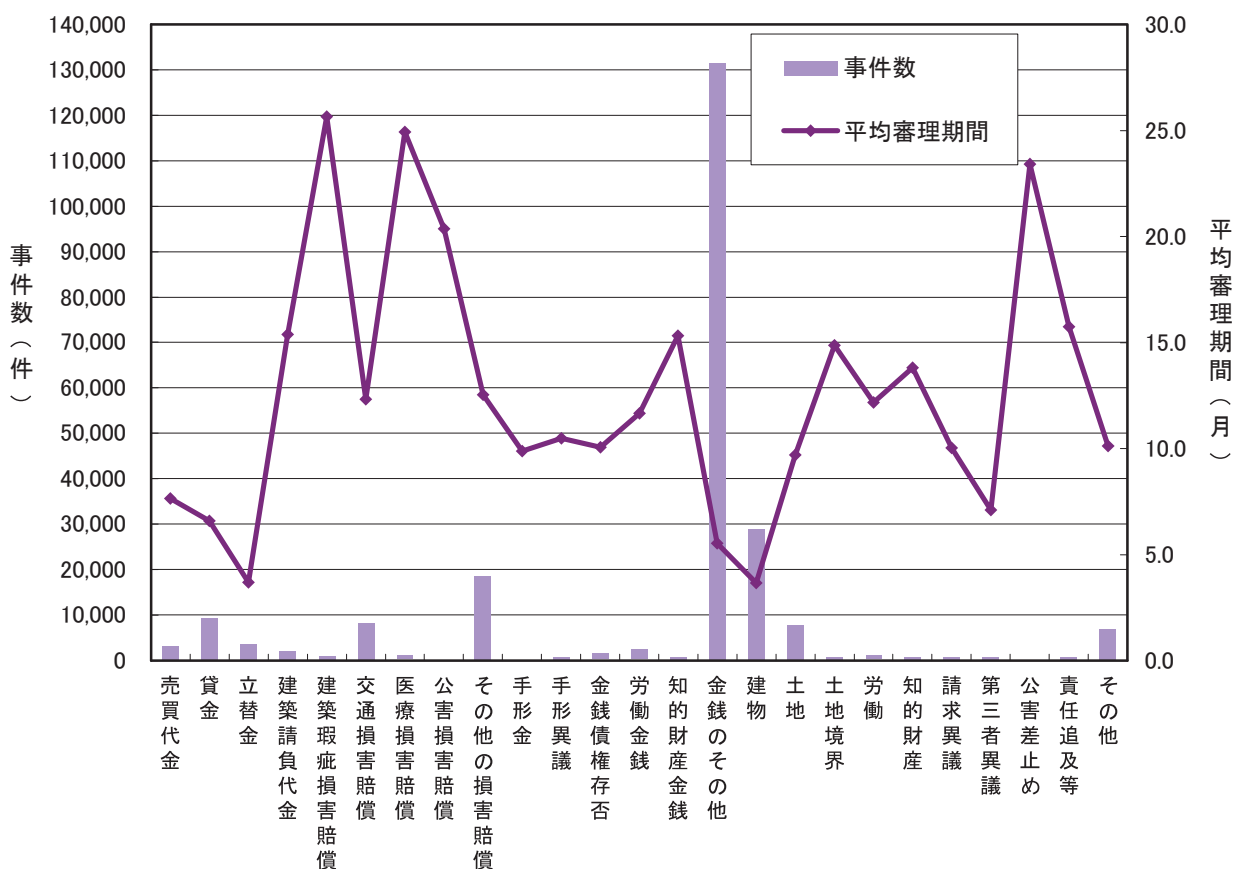
【表1】によれば、平成22年における民事第一審訴訟事件の既済件数は22万7435件であり、平均審理期間（事件の受理日から終局日までの期間の平均値）は6.8月である。平成16年における平均審理期間は8.3月、平成18年における平均審理期間は7.8月、平成20年における平均審理期間は6.5月である（27頁【図8】、第1回報告書19頁【表3】、第2回報告書16頁【表1】、第3回報告書概況・資料編18頁【表1】参照）。平成22年における平均審理期間は、平成20年と比べると若干長くなっているが、平成16年及び平成18年よりは短くなっている。平成20年と比べて平均審理期間が若干長くなっているのは、後記のとおり、過払金返還請求訴訟のうち早期に終局する事件の割合が減少し、従前と比較して同訴訟の処理に時間を要するようになったことが主な原因であると考えられる。

【表1】 民事第一審訴訟事件数及び平均審理期間

民事第一審訴訟事件数	227,435
平均審理期間(月)	6.8

【図2】は、事件類型別の事件の数及び平均審理期間を示したものである。事件の数は、「金銭のその他」(13万1346件)、「建物」(2万8954件)、「その他の損害賠償」(1万8496件)の順に多い*4。

【図2】 事件類型別の事件数及び平均審理期間



※ 人事を目的とする訴えについては、脚注2のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成22年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、載せていない。

事件の種類	事件数	平均審理期間(月)
総数	227,435	6.8
金		
売買代金	3,297	7.6
貸金	9,346	6.6
立替金	3,660	3.7
建築請負代金	2,102	15.4
建築瑕疵損害賠償	543	25.7
交通損害賠償	8,318	12.3
医療損害賠償	896	24.9
公害損害賠償	53	20.4
その他の損害賠償	18,496	12.6
手形金	59	9.9
手形異議	115	10.5
金銭債権存否	1,312	10.0
労働金銭	2,125	11.6
知的財産金銭	321	15.3
金銭のその他	131,346	5.5

事件の種類	事件数	平均審理期間(月)
建物	28,954	3.7
土地	7,780	9.7
土地境界	321	14.9
労働	796	12.2
知的財産	165	13.8
請求異議	363	10.0
第三者異議	143	7.1
公害差止め	7	23.4
責任追及等	71	15.7
その他	6,842	10.1

*4 「金銭のその他」は、金銭の支払を目的とする事件で、事件票上、個別に分類されて統計が取られているもの以外の事件であり、手付金、地代、家賃、敷金、不当利得金、保証債務等を請求する事件等が含まれる。また、「建物」には、建物の明渡し、引渡し、収去、建物に関する登記手続を請求する事件等が含まれる。

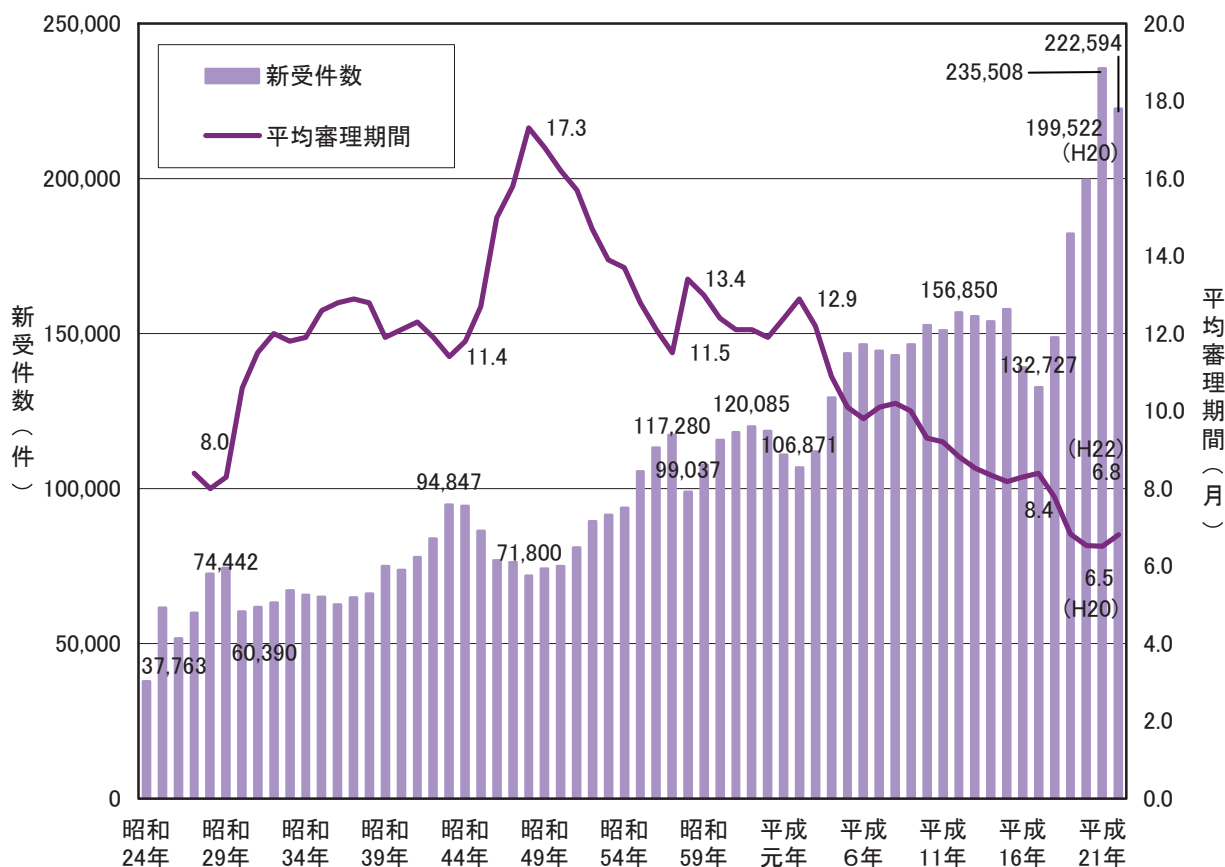
Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

これは、これまでの調査結果と同様の傾向である（第1回報告書23頁【図14】、第2回報告書17頁【図2】、第3回報告書概況・資料編19頁【図2】参照）。「金銭のその他」の既済件数については、平成20年の1.3倍以上となっており、依然として高水準で推移しているが、増加の割合は、平成22年に入り顕著に減少している（平成19年は7万9741件、平成20年は10万0547件、平成21年は12万2127件、平成22年は13万1346件）。これは、平成22年の「金銭のその他」の新受件数（12万5875件）が、平成21年（13万9825件）と比べて減少したことが影響しているものと推測される。

平均審理期間は、長い順に、「建築瑕疵損害賠償」（25.7月）、「医療損害賠償」（24.9月）、「公害差止め」（23.4月）となっている。これらの事件類型の審理期間が長いのは、これまでの調査でみられた傾向と同様である（ただし、平成16年、18年の平均審理期間は、長い順に、「公害差止め」、「医療損害賠償」、「建築瑕疵損害賠償」、平成20年は「公害差止め」、「建築瑕疵損害賠償」、「医療損害賠償」の順であった。第1回報告書23頁【図14】、第2回報告書17頁【図2】、第3回報告書概況・資料編19頁【図2】参照。なお、「公害差止め」の事件数は、平成20年に28件だったものが、平成22年に7件と大幅に減少している。）。

【図3】は、民事第一審訴訟事件の新受件数と平均審理期間の経年推移を示したものである。これによれば、新受件数は、ここ十数年高水準を維持しており、特に平成18年以降急増し、平成21年には23万5508件を記録しているが、これは「金銭のその他（具体的には過払金返還請求訴訟）」が急増したことが影響しているものと考えられる。平成22年は「金銭のその他」の事件の新受件数が大幅に減少したことを主な原因として減少に転じたものの、22万2594件と依然として高水準で推移している。これに対し、平均審理期間は、平成3年以降、おおむね短縮化傾向が続いており、特に平成18年以降その傾向が顕著であったが、これは、比較的早期に終局に至る事件が多い過払金返還請求訴訟が急増したことが影響していると考えられる。一方、平成22年は、若干長期化しているが、これは、過払金返還請求訴訟のうち早期に終局する事件の割合が減少し、従前と比較して同訴訟の処理に時間を要するようになったことが主な原因であると考えられる。

【図3】 新受件数と平均審理期間の推移



○ 審理期間別の事件数等

【表4】は、審理期間別の事件の数及び割合を示したものであるが、これによれば、事件全体の68.6%（15万6101件）は、受理から6月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の3.3%（7502件）にとどまっている。平成16年の既済事件では、受理から6月以内に終局した事件の割合は60.4%（8万9794件）、審理期間が2年を超える事件の割合は6.2%（9206件）、平成18年の既済事件では、受理から6月以内に終局した事件の割合は63.9%（9万1639件）、審理期間が2年を超える事件の割合は5.5%（7931件）、平成20年の既済事件では、受理から6月以内に終局した事件の割合は71.7%（13万7755件）、審理期間が2年を超える事件の割合は3.6%（6848件）であり（第1回報告書21頁【表10】、第2回報告書18頁【表4】、第3回報告書概況・資料編21頁【表4】参照）、平成22年に受理から6月以内に終局した事件の割合は減少に転じ、審理期間が2年を超える事件の割合は減少傾向が続いている。

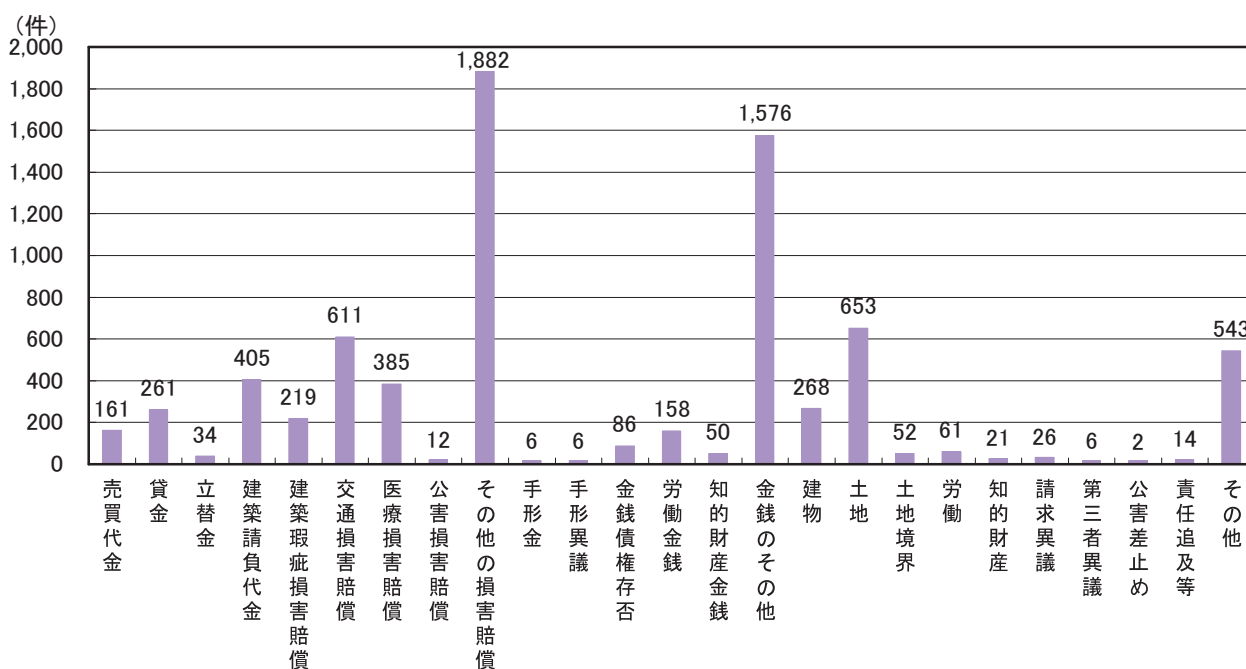
【表4】 審理期間別の事件数及び事件割合

事件の種類	民事第一審訴訟事件
事件数	227,435
平均審理期間(月)	6.8
6月以内	156,101 68.6%
6月超1年以内	40,722 17.9%
1年超2年以内	23,110 10.2%
2年超3年以内	5,374 2.4%
3年超5年以内	1,859 0.8%
5年を超える	269 0.1%

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

【図5】は、事件類型別に審理期間が2年を超える事件の数を示したものである。審理期間が2年を超える事件全体の中に占める割合が際立って多いのは、「その他の損害賠償」（25.1%）及び「金銭のその他」（21.0%）の2類型であり、これらの合計は、全体の46.1%を占めている。前記のとおり平均審理期間の長い「建築瑕疵損害賠償」、「医療損害賠償」及び「公害差止め」は、それぞれの類型の中で2年を超える事件の割合が高いが、審理期間が2年を超える民事第一審訴訟事件全体の中に占める割合は、前記の2類型の事件に比べると高いとはいえない。これらの傾向は、平成20年にみられた傾向とおおむね変わらない。

【図5】 事件類型別の審理期間2年超の事件数

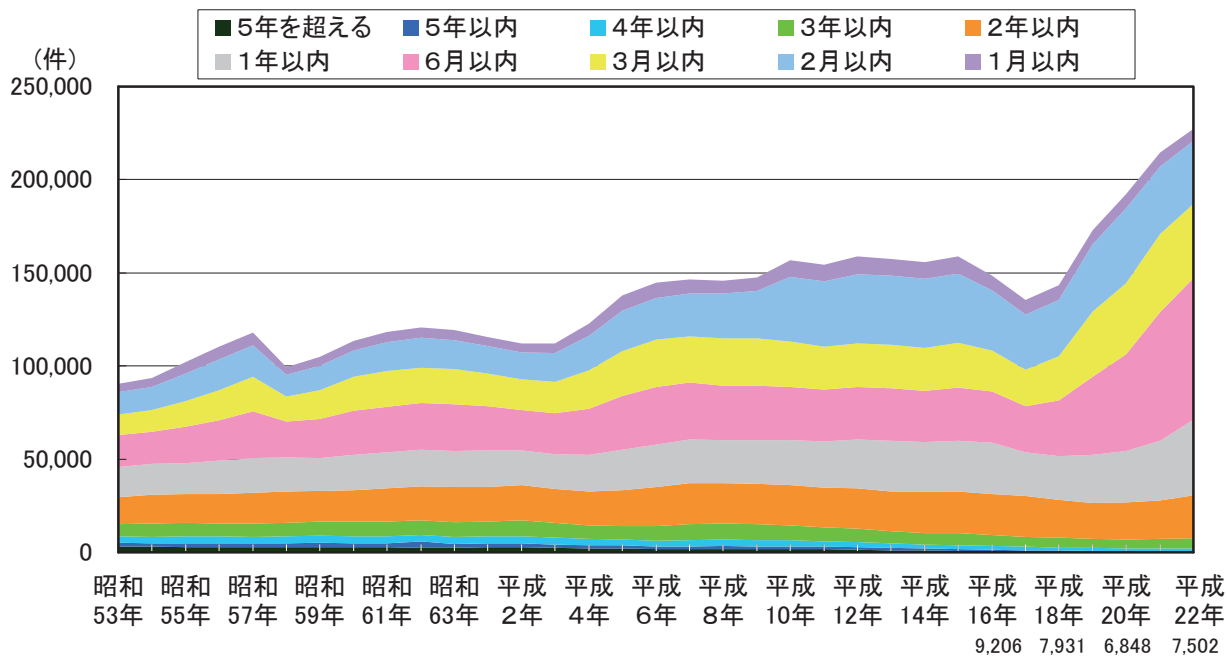


※ 人事を目的とする訴えについては、脚注2のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成22年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、載せていない。

事件の種類	事件数	全事件数に対する割合	審理期間が2年を超える事件数	2年超全事件に対する2年超の各事件の割合	各事件類型における2年超事件の割合	
総数	227,435	100.0%	7,502	100.0%	3.3%	
金銭	売買代金	3,297	1.4%	161	2.1%	4.9%
	貸金	9,346	4.1%	261	3.5%	2.8%
	立替金	3,660	1.6%	34	0.5%	0.9%
	建築請負代金	2,102	0.9%	405	5.4%	19.3%
	建築瑕疵損害賠償	543	0.2%	219	2.9%	40.3%
	交通損害賠償	8,318	3.7%	611	8.1%	7.3%
	医療損害賠償	896	0.4%	385	5.1%	43.0%
	公害損害賠償	53	0.02%	12	0.2%	22.6%
	その他の損害賠償	18,496	8.1%	1,882	25.1%	10.2%
	手形金	59	0.03%	6	0.1%	10.2%
	手形異議	115	0.1%	6	0.1%	5.2%
	金銭債権存否	1,312	0.6%	86	1.1%	6.6%
	労働金銭	2,125	0.9%	158	2.1%	7.4%
	知的財産金銭	321	0.1%	50	0.7%	15.6%
金銭のその他	131,346	57.8%	1,576	21.0%	1.2%	
建物	28,954	12.7%	268	3.6%	0.9%	
土地	7,780	3.4%	653	8.7%	8.4%	
土地境界	321	0.1%	52	0.7%	16.2%	
労働	796	0.3%	61	0.8%	7.7%	
知的財産	165	0.1%	21	0.3%	12.7%	
請求異議	363	0.2%	26	0.3%	7.2%	
第三者異議	143	0.1%	6	0.08%	4.2%	
公害差止め	7	0.003%	2	0.03%	28.6%	
責任追及等	71	0.03%	14	0.2%	19.7%	
その他	6,842	3.0%	543	7.2%	7.9%	

【図6】は、民事第一審訴訟事件の審理期間別の事件の数の経年推移を示したものであるが、審理期間が2年を超える事件の数は、平成20年までは一貫して減少傾向にあった（平成16年は9206件、平成17年は8419件、平成18年は7931件、平成19年は7106件、平成20年は6848件）が、平成21年以降は、7129件（平成21年）、7502件（平成22年）と緩やかな増加傾向にある。

【図6】 既済事件の審理期間別事件数の推移

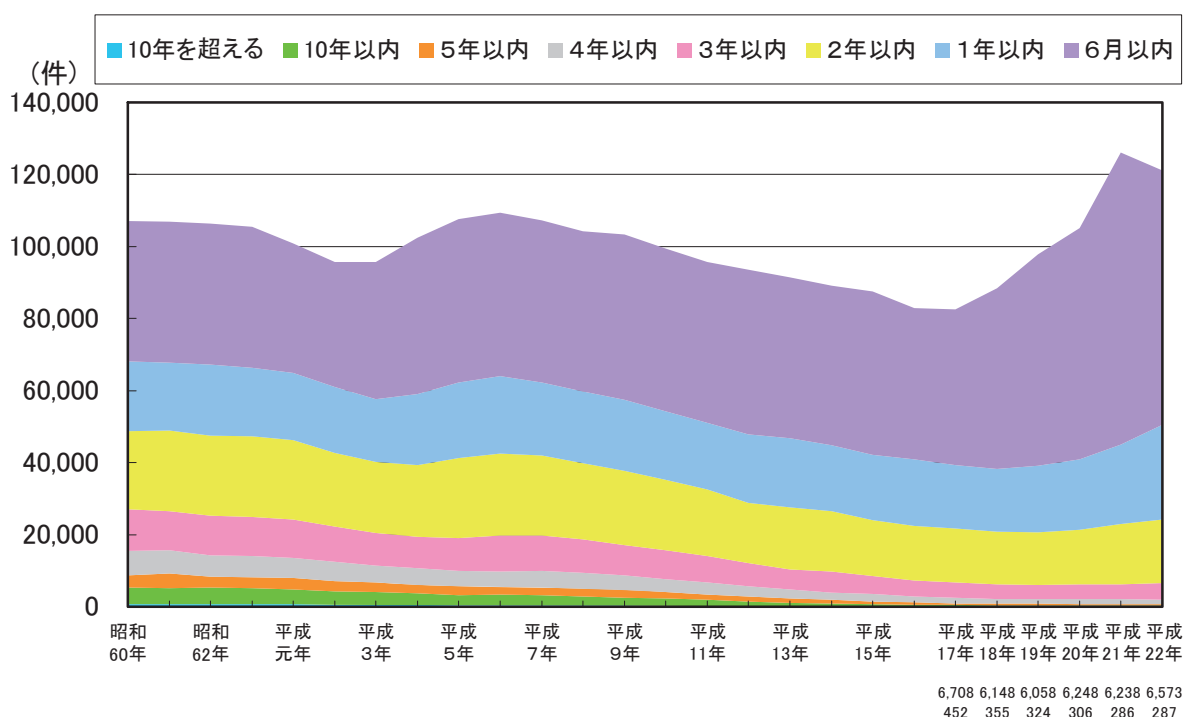


※ 年度の下の数値は審理期間が2年を超える事件の数である。

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

また、【図7】は、各年12月末時点における未済事件の係属期間別の事件の数の経年推移を示したものであるが、係属期間が2年を超える事件の数は、平成19年までは一貫して減少傾向にあったが、平成20年に増加に転じ、平成21年は前年よりも若干減少したものの、平成22年は前年と比べて増加している（平成17年は6708件、平成18年は6148件、平成19年は6058件、平成20年は6248件、平成21年は6238件、平成22年は6573件）。一方、係属期間が5年を超える事件の数は、平成22年までほぼ一貫して減少傾向にある（平成17年は452件、平成18年は355件、平成19年は324件、平成20年は306件、平成21年は286件、平成22年は287件）。

【図7】未済事件の係属期間別事件数の推移



※ 年度の下の数値は上が係属期間が2年を超える事件の、下が係属期間が5年を超える事件の数である。

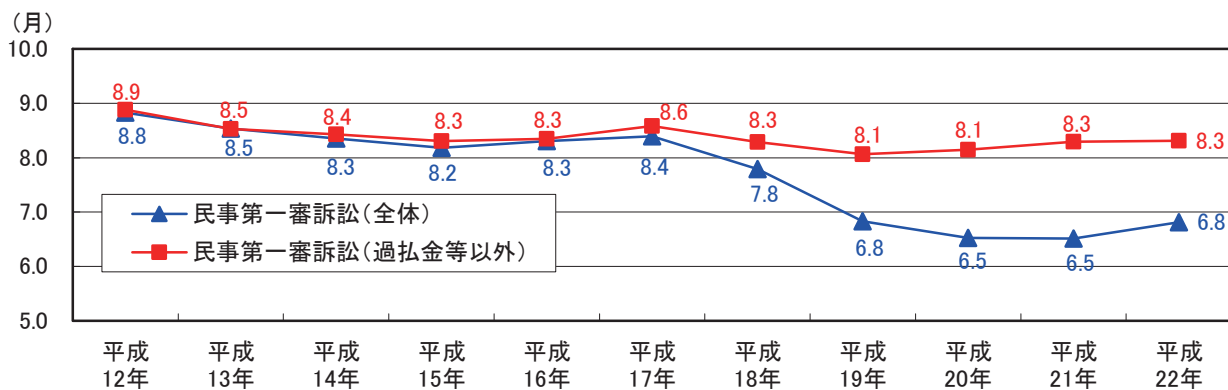
1. 1. 2 民事第一審訴訟事件の概況（過払金返還請求訴訟の影響を除去した統計データ^{*5}を含む）

*5 詳細については、第3回報告書概況・資料編24頁「貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法」参照。多くの過払金返還請求訴訟の事件名である「不当利得返還請求事件」や「過払金返還請求事件」が含まれる事件類型（以下『金銭のその他』等）という。）を、民事第一審訴訟事件から除外したものを、以下「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という統計データとして利用する。なお、過払金返還請求訴訟に関する平成22年の統計データには、同年10月に大手金融業者について会社更生手続が開始したことにより、相当数係属していた同金融業者を被告とする過払金返還請求訴訟が長期間にわたり中断したり、他の同種業者の事件の解決も困難になったりして、全体の平均審理期間が長期化したり、他の同種業者の経営悪化を懸念して提訴が増加するなどの影響が生じている可能性がある。平成23年以降も引き続き、同金融業者を被告とする過払金返還請求訴訟や他の同種事件には、同様の影響が生じる可能性も考えられる。したがって、平成22年の統計データの分析にあたり、前記のような影響の可能性を念頭に置く必要があるとともに、今後ともその影響を注視していく必要がある。

○ 平均審理期間

【図8】によれば、平成22年の民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間は6.8月であるのに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間は8.3月である。また、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均審理期間は、平成18年以降、やや短くなっているものの、横ばいないし下げ止まりの傾向にある。また、民事第一審訴訟（全体）の平均審理期間が平成18年以降に顕著に短縮化しているのは、民事第一審訴訟の多くを占めるようになった過払金返還請求訴訟で、早期に終局する事件が多いことが影響したものと推測される。

【図8】 平均審理期間(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



○ 審理期間別の事件数等

【表9】は、審理期間別の事件の数及び割合を示したものであるが、これによれば、民事第一審訴訟（全体）の68.6%は、受理から6月以内に終局しており、他方、審理期間が2年を超える事件は全体の3.3%（7502件）にとどまっている。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、審理期間が6月以内の事件は事件全体の59.6%であり、審理期間が2年を超える事件は全体の5.8%となっている。

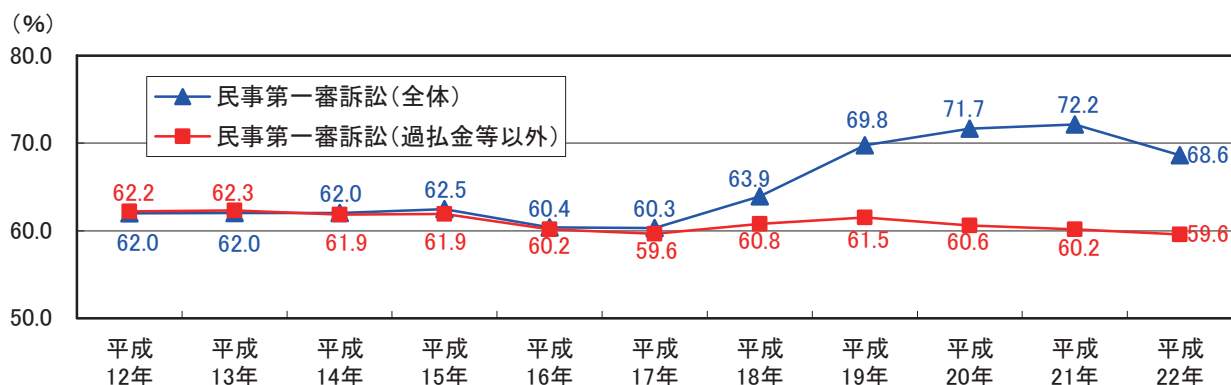
【表9】 審理期間別の事件数及び事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	227,435	91,541
平均審理期間(月)	6.8	8.3
6月以内	156,101 68.6%	54,541 59.6%
6月超1年以内	40,722 17.9%	16,625 18.2%
1年超2年以内	23,110 10.2%	15,062 16.5%
2年超3年以内	5,374 2.4%	3,775 4.1%
3年超5年以内	1,859 0.8%	1,342 1.5%
5年を超える	269 0.1%	196 0.2%

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

【図10】は、審理期間が6月以内の事件の割合について経年変化をみたものであるが、民事第一審訴訟（過払金等以外）ではほぼ横ばいである。他方、民事第一審訴訟（全体）では、平成18年以降民事第一審訴訟（過払金等以外）よりも6月以内の事件割合が高く、同年以降平成21年までは増加傾向がみられたが、これについても早期に終局する過払金返還請求訴訟が多いことの影響であると推測される。ただ、平成22年にはその割合が減少しており、過払金返還請求訴訟でも、終局までに比較的期間を要する事件が増加していることがうかがわれる。

【図10】 審理期間が6月以内の事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



○ 終局区分と審理期間との関係

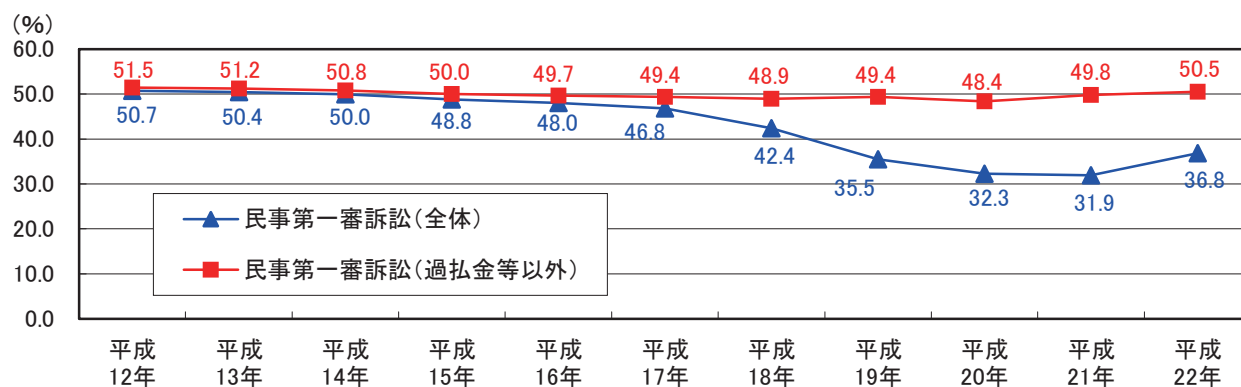
【表11】によれば、民事第一審訴訟（全体）の終局区分別の事件の割合は、判決で終局した事件が36.8%、和解で終局した事件が32.0%、取下げで終局した事件が28.6%、それ以外の事由で終局したものが2.6%となっている。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の終局区分別の事件の割合は、判決で終局した事件が50.5%、和解で終局した事件が34.0%、取下げで終局した事件が12.3%、それ以外の事由で終局した事件が3.1%となっている。民事第一審訴訟（全体）で取下げの割合が明らかに高いのは、過払金返還請求訴訟で取下げで終局する事件が多いことが影響しているものと推測される。

【表11】 終局区分別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

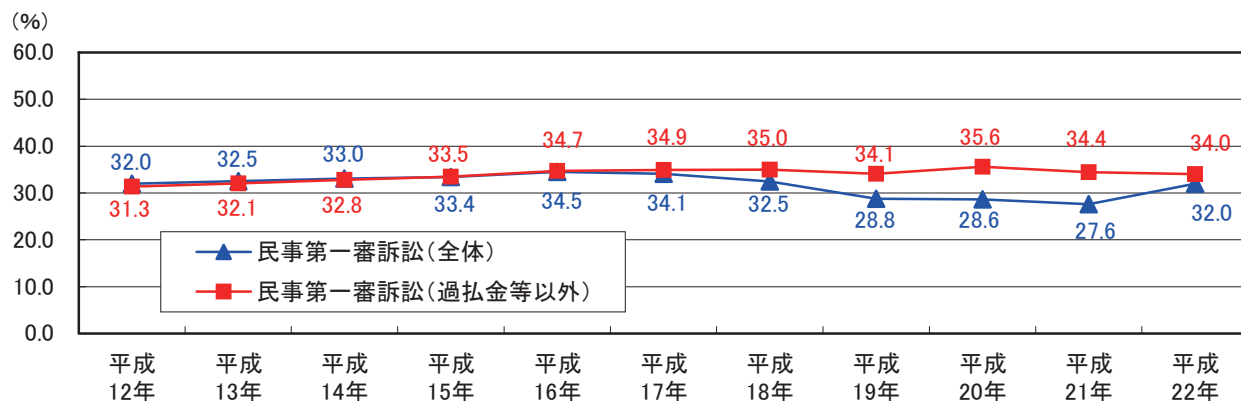
終局区分	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
判決	83,796 36.8%	46,233 50.5%
うち対席 (%は判決に対する割合)	60,574 72.3%	28,690 62.1%
和解	72,683 32.0%	31,156 34.0%
取下げ	64,935 28.6%	11,280 12.3%
それ以外	6,021 2.6%	2,872 3.1%

このうち、判決、和解、取下げでそれぞれ終局した事件の割合について、経年変化をみたものが【図12】から【図14】までである。民事第一審訴訟（過払金等以外）についてみると、若干の増減があるものの、判決、和解、取下げについてはほぼ横ばいといってよい状況である。これに対し、民事第一審訴訟（全体）では、平成17年以降、判決については顕著な減少傾向、和解についてはやや緩やかな減少傾向が見られたが、いずれも平成22年に増加に転じている。これに対し、平成17年以降、取下げについては顕著な増加傾向がみられたが、平成22年に大幅に減少した。これは、過払金返還請求訴訟の中に、当事者間では話し合いがまとまらず、裁判所がこれまで以上に関与をしないと終局に至らない事件が増加していることを示しているものと考えられる。

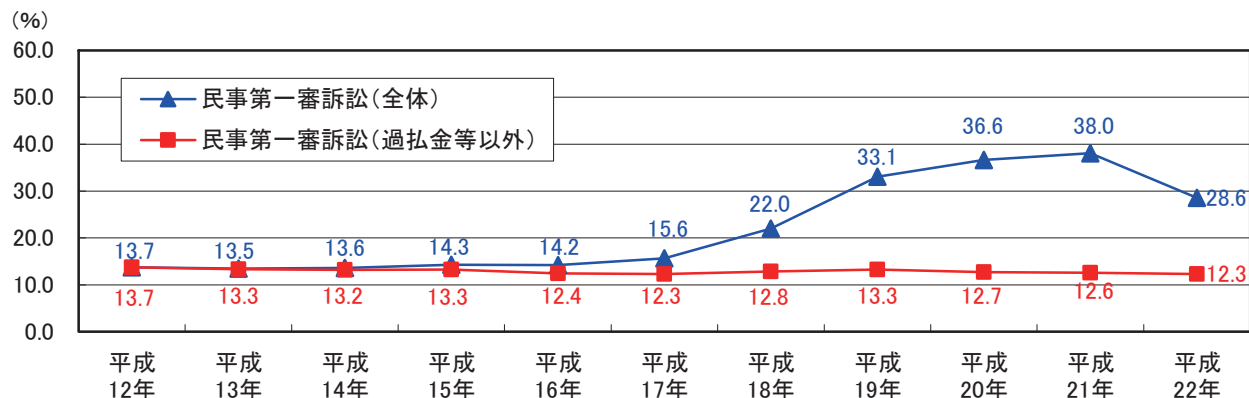
【図12】 終局事由別の事件割合〔判決〕(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



【図13】 終局事由別の事件割合〔和解〕(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



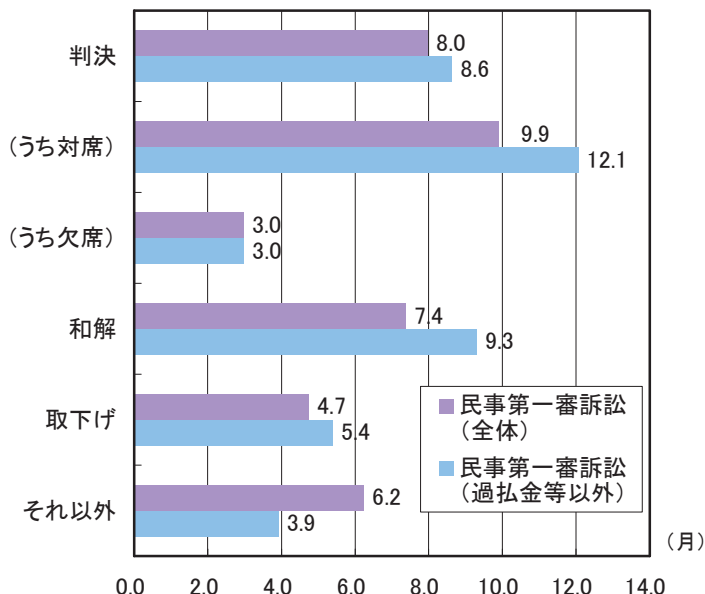
【図14】 終局事由別の事件割合〔取下げ〕(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

【図15】は、終局区分別の平均審理期間を示したものであるが、これによれば、民事第一審訴訟（全体）の判決で終局した事件の平均審理期間は8.0月（対席事件*6では9.9月、欠席事件では3.0月）、和解で終局した事件の平均審理期間は7.4月、取下げで終局した事件の平均審理期間は4.7月である。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）については、判決で終局した事件の平均審理期間は8.6月（対席事件では12.1月、欠席事件では3.0月）、和解で終局した事件の平均審理期間は9.3月、取下げで終局した事件の平均審理期間は5.4月である。取下げで終局した事件の平均審理期間についてみると、民事第一審訴訟（過払金等以外）より民事第一審訴訟（全体）の方が短く、過払金返還請求訴訟で早期に取

【図15】 終局区分別の平均審理期間(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



下げで終局する事件が依然として多いものの、平成20年（民事第一審訴訟（全体）は3.8月、民事第一審訴訟（過払金等以外）は5.2月）よりも、それらの差が縮小しており（平成20年は1.4月だったのが、平成22年は0.7月）、過払金返還請求訴訟が取下げで終局するまでに時間を要するようになったことがうかがわれる。

○ 訴訟代理人の選任状況

【表16】は、訴訟代理人の選任状況を示したものであるが、民事第一審訴訟（全体）では、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件は、全体の27.8%であり、原告側に訴訟代理人を選任されている事件の割合は73.1%、被告側に訴訟代理人を選任されている事件の割合は31.5%となり、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件の割合は23.3%である。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件は、全体の40.1%であり、原告側に訴訟代理人を選任されている事件の割合は77.0%、被告側に訴訟代理人を選任されている事件の割合は43.9%となり、当事者双方に訴訟代理人を選任されなかった事件の割合は19.2%である。平成20年と同様に（第3回報告書概況・資料編30頁【表18】参照）、民事第一審訴訟（全体）では、民事第一審訴訟（過払金等以外）に比べ、当事者双方に訴訟代理人を選任された事件割合が低く、原告側にのみ訴訟代理人を選任された事件割合が45.3%と、民事第一審訴訟（過払金等以外）の

【表16】 訴訟代理人の選任状況(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	63,144 27.8%	36,734 40.1%
原告側のみ訴訟代理人	102,991 45.3%	33,786 36.9%
被告側のみ訴訟代理人	8,389 3.7%	3,446 3.8%
本人による	52,911 23.3%	17,575 19.2%

*6 事件票において、「対席事件」とは、「被告側当事者の口頭弁論期日における弁論」があった事件を指しており、被告が出頭して弁論をした場合だけでなく、不出頭であるが事前に答弁書を提出していたため、その記載事項を陳述したものとみなされた場合（いわゆる擬制陳述）をも含んでいる。これに対し、「欠席事件」には、①適法な呼出し（公示送達による呼出しを除く。）がされたのに、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかったため、訴状の記載事実を自白したものとみなされた場合（いわゆる擬制自白）や、②公示送達による呼出しがされ、被告が答弁書等を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合が含まれる。

36.9%に比べ、高くなっている。これは、過払金返還請求訴訟においては、被告側が訴訟代理人を選任しないケースが相当数存在するのではないかと推測される。

○ 審理の状況

【表17】は、平均期日回数及び平均期日間隔をみたものである。民事第一審訴訟（全体）の平均期日回数は3.5回、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均期日回数は4.5回である。平均期日回数、平均口頭弁論期日回数、平均争点整理期日回数とも、民事第一審訴訟（全体）は、民事第一審訴訟（過払金等以外）に比べて少なくなっており、過払金返還請求訴訟では期日を重ねることなく、早期に終局する事件が多いことがうかがわれる。平均期日間隔は、民事第一審訴訟（全体）が1.9月、民事第一審訴訟（過払金等以外）が1.8月である。平均期日間隔に関する民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外）の数値は、平成20年の際の数値と同じである（第3回報告書概況・資料編概況・資料編31頁【表19】参照）。

【表17】 平均期日回数及び平均期日間隔(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	3.5	4.5
平均口頭弁論 期日回数	2.1	2.2
平均争点整理 期日回数	1.5	2.3
平均期日間隔(月)	1.9	1.8

【表18】によれば、民事第一審訴訟（全体）の争点整理実施率（準備的口頭弁論、弁論準備手続及び書面による準備手続が実施された事件の割合）は27.7%であるのに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）の争点整理実施率は37.0%である。民事第一審訴訟（過払金等以外）の数値は、平成18年の争点整理実施率36.2%（第2回報告書21頁【表11】参照）、平成20年の争点整理実施率37.6%（第3回報告書概況・資料編31頁【表20】参照）と比べて、大きな変化はみられない。民事第一審訴訟（全体）の争点整理実施率が民事第一審訴訟（過払金等以外）より低いのは、過払金返還請求訴訟においては、争点整理を実施するまでもなく終局する事件が相当数あるためであると推測される。

【表18】 争点整理実施率(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類		民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
争 手 続 整 理	実施件数	63,082	33,875
	実施率	27.7%	37.0%

【表19】によれば、民事第一審訴訟（全体）において取り調べた平均人証数は0.3人であり、その内訳は、平均証人数が0.1人、平均本人数が0.2人である。人証調べを実施した事件に限ると、平均人証数は2.8人であり、その内訳は、平均証人数が1.1人、平均本人数が1.7人となる。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）については、平均人証数は0.5人であり、その内訳は、平均証人数が0.2人、平均本人数が0.3人であるが、人証調べを実施した事件に限ると、平均人証数は2.7人であり、その内訳は、平均証人数が1.0人、平均本人数が1.7人となっている。

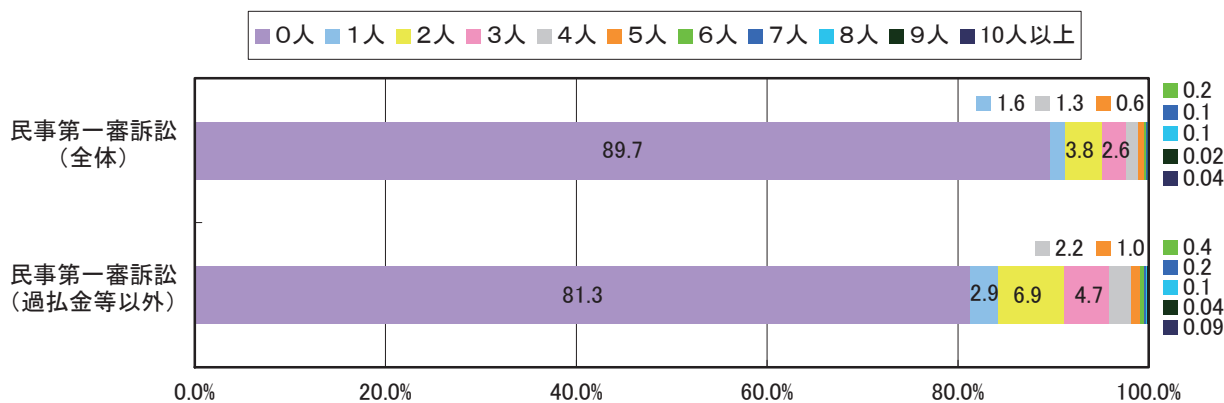
【表19】 平均人証数（民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)）

事件の種類		民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均人証数		0.3	0.5
うち平均証人数		0.1	0.2
うち平均本人数		0.2	0.3
人 証 調 べ 実 施 事 件	平均人証数	2.8	2.7
	うち平均証人数	1.1	1.0
	うち平均本人数	1.7	1.7

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

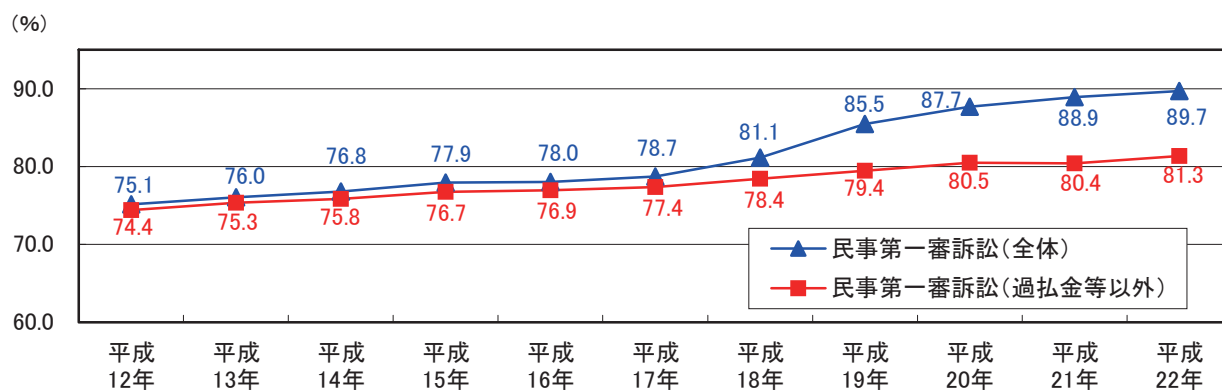
人証数の分布状況を示した【図20】によれば、民事第一審訴訟（全体）では、人証調べを実施しなかった事件が全体の89.7%を占めている（人証調べ実施率は10.3%）。これに対し、民事第一審訴訟（過払金等以外）では、人証調べを実施しなかった事件が全体の81.3%を占めている（人証調べ実施率は18.7%）。

【図20】 人証数の分布状況(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



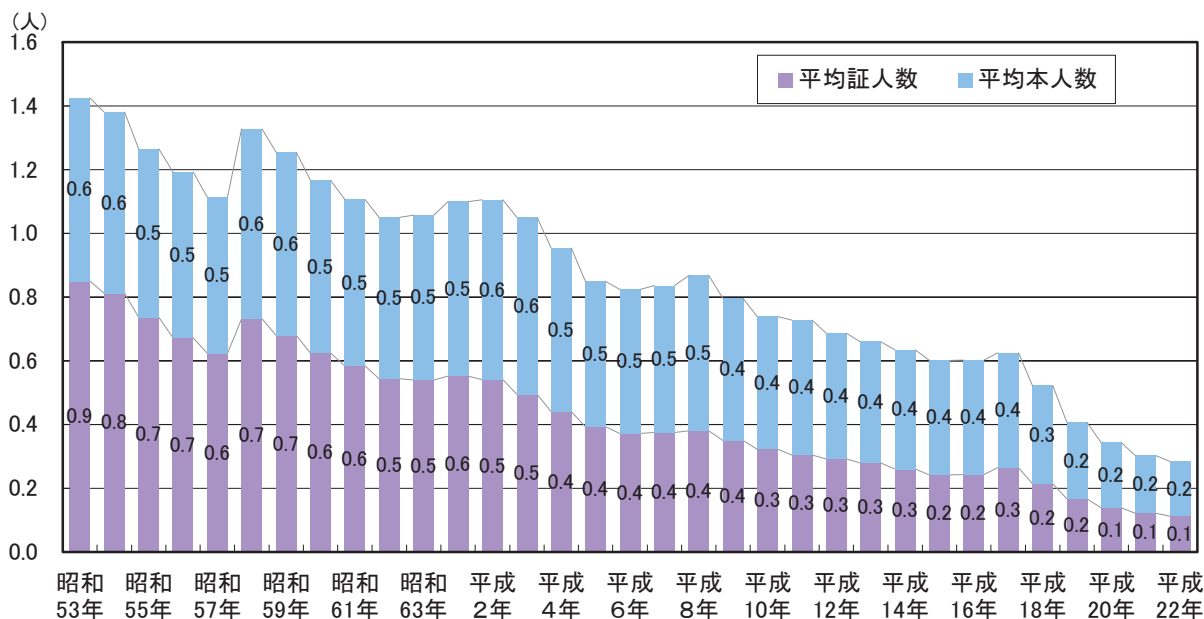
【図21】は、人証数0人（人証調べを実施しなかった事件）の事件の割合を経年変化でみたものであるが、民事第一審訴訟（過払金等以外）のうち人証調べを実施しなかった事件の割合は、緩やかな増加傾向にある。他方、民事第一審訴訟（全体）における前記割合の増加傾向はより顕著であるが、これも、過払金返還請求訴訟においては人証調べを要せずに終局する事件が多いことの影響であると推測される。

【図21】 人証数0人の事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

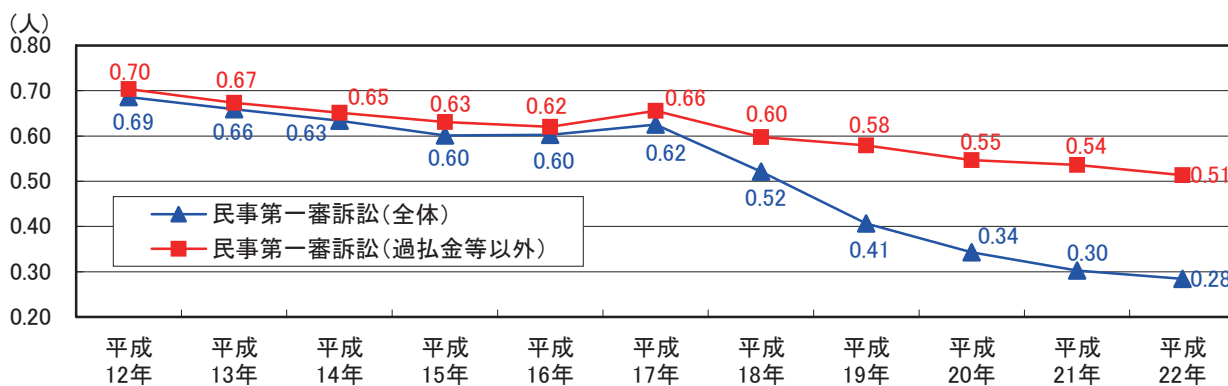


【図22】は、民事第一審訴訟事件の平均人証数の経年推移を示したものであるが、平均人証数がおおむね減少傾向にあることは、これまでの調査でみられた傾向と変わらない。ただし、【図23】のとおり、民事第一審訴訟（過払金等以外）の平均人証数の減少傾向は、民事第一審訴訟（全体）と比べて緩やかであり、民事第一審訴訟（全体）における平成18年以降の顕著な減少傾向は、前記の過払金返還請求訴訟の影響であると考えられる。

【図22】 平均人証数の推移



【図23】 平均人証数(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))



人証以外の証拠調べの状況(鑑定, 検証)については, 【表24】のとおりである。

【表24】 鑑定及び検証実施率(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
鑑定実施率	1,015 0.4%	747 0.8%
検証実施率	296 0.1%	162 0.2%

○ 人証調べと審理期間との関係*7

平成22年の既済事件のうち、人証調べを実施した事件の平均審理期間は19.1月であり（【表25】）、民事第一審訴訟事件全体の平均審理期間（6.8月）の3倍近くとなっている。平成20年の既済事件のうち、人証調べを実施した事件の平均審理期間は18.7月（第3回概況・資料編34頁【表27】参照）であり、事件全体の平均審理期間より10月以上長いという傾向は変わらない。

【表25】によれば、人証調べを実施した事件の平均人証調べ期間*8は0.5月にとどまり、上記の平均審理期間（19.1月）に対する割合は2.6%にすぎない。平成20年の数値は、それぞれ0.7月、3.7%（第3回報告書概況・資料編34頁参照）であり、人証調べに要する時間が審理期間全体の中で占める割合は小さいという傾向に変化はない。

また、【表26】によれば、人証調べを実施した事件の平均全期日回数は10.7回であり、そのうち平均口頭弁論期日回数は4.7回、平均争点整理期日回数は5.9回である。人証調べが実施された期日の平均回数（平均人証調べ期日回数）は1.2回であり、その平均全期日回数に対する割合は11.2%、平均口頭弁論期日回数に対する割合は25.5%にとどまっている。平成20年の人証調べを実施した事件の平均全期日回数は10.4回、平均口頭弁論期日回数は4.8回、平均争点整理期日回数は5.6回、平均人証調べ期日回数は1.3回であり（第3回報告書概況・資料編35頁【表28】参照）、ほぼ同様の傾向である。

第2回及び第3回報告書においては、人証調べ期間及び人証調べ期日回数と審理期間等との関係を分析した結果、人証数の多い事件ほど審理期間が長くなるのは、人証調べのための期間及び期日回数が増加することも影響しているが、争点整理のための期間並びに口頭弁論期日回数及び争点整理期日回数が増加していることの影響の方が大きいことを指摘した（第2回報告書26頁・29頁、第3回報告書概況・資料編35頁）。そこで、以下でも同様に、人証調べ期間及び人証調べ期日回数と審理期間等との関係をみることにする。

【図27】は、人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間を示したものであり、おおむね人証数の多い事件ほど、平均審理期間及び平均人証調べ期間のいずれもが長くなる傾向がある。これは、平成20年の傾向と変わらない（第3回報告書概況・資料編35頁【図29】参照）。また、平均人証調べ期間の平均審理期間に対する割合は低く、人証調べに相当の時間を要すると考えられる人証数が10人以上の事件であっても14%余りである。さらに、人証数の増加による平均人証調べ期間の増加幅は、平均審理期間の増加幅より顕著に小さくなっており（例えば、人証数が1人の事件と5人の事件とを比較すると、平均審理期間は8.1月増加しているが、平均人証調べ期間は1.1月しか増加していない。）、人証数の増加による平均審理期間の増加は、主として人証調べ以外の期間が増加することによるものと考えられる。

【表25】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間

平均審理期間(月)	19.1
平均人証調べ期間(月)	0.5

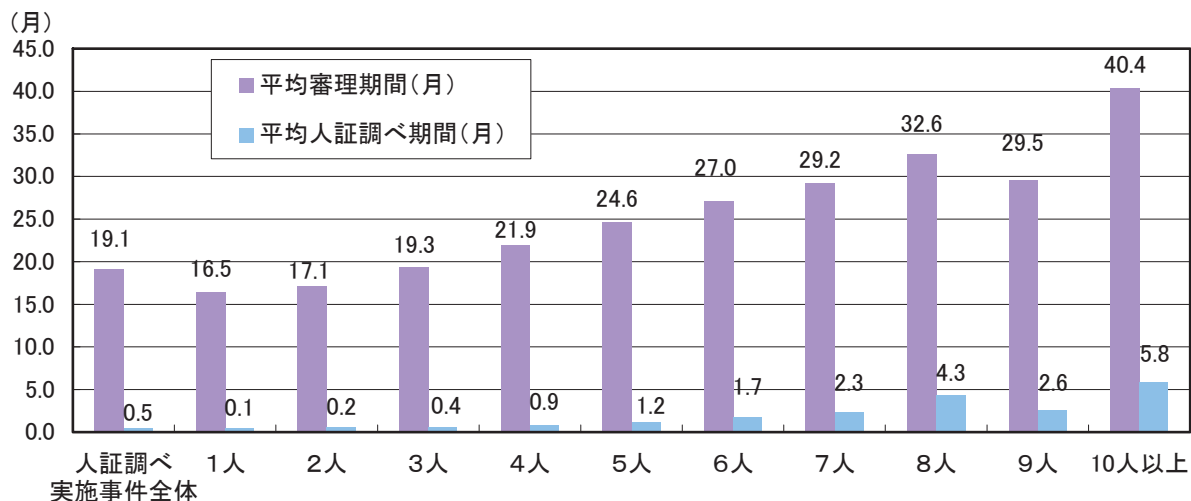
【表26】 人証調べを実施した事件における平均期日回数

平均全期日回数	10.7
平均口頭弁論期日回数	4.7
平均争点整理期日回数	5.9
平均人証調べ期日回数	1.2

*7 人証調べ実施事件についての統計データについては、原則として民事第一審訴訟(全体)についてのデータの分析を行う。これは、過払金返還請求訴訟の多くは、人証調べを実施せずに終局に至るため、人証調べ実施事件に限定したデータは過払金返還請求訴訟の増加による影響を受けにくいと考えられるためである(前掲【表19】参照)。

*8 「人証調べ期間」は、「人証調べ開始日」(最初の人証調べを実施した日)から「人証調べ終了日」(最後の人証調べを実施した日)までの期間を指している。1日で人証調べが終了した場合には、0.03月として算定している。また、人証調べ開始日と終了日との間に争点整理手続や和解のための期間が入っていても、人証調べ期間は、それを含んだ長さの期間として算定されている。

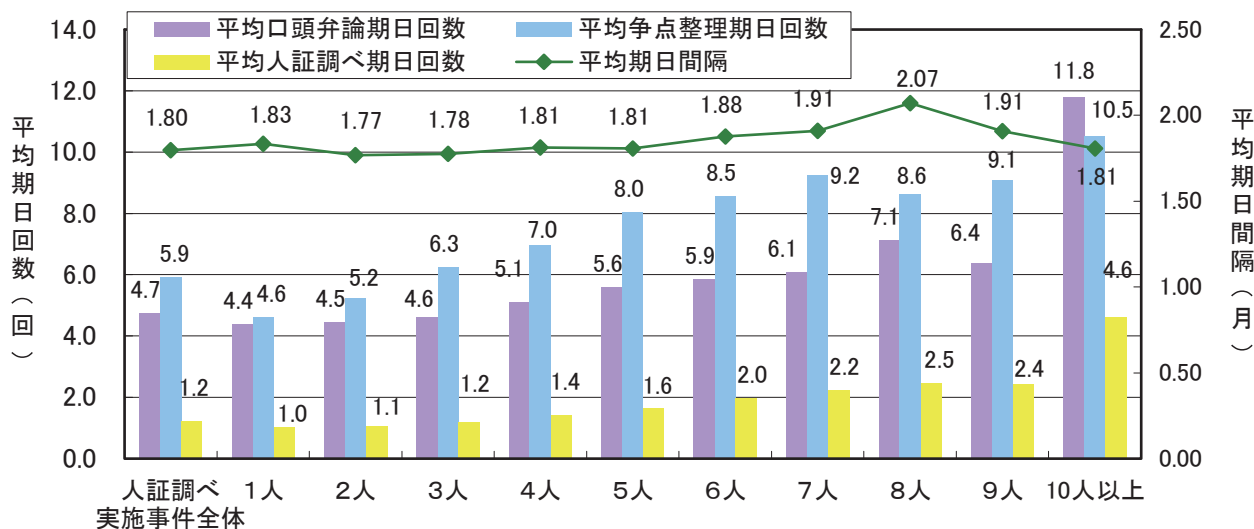
【図27】 人証数別の平均審理期間及び平均人証調べ期間



人証数別の平均口頭弁論期日回数，平均争点整理期日回数，平均人証調べ期日回数及び平均期日間隔を示した【図28】によれば，おおむね人証数が増加するに従い，平均口頭弁論期日回数，平均争点整理期日回数及び平均人証調べ期日回数はいずれも増加するという傾向がある。人証調べを実施した事件全体の大部分を占める人証数が5人までの事件では（前掲【図20】参照），平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の増加幅が，平均人証調べ期日回数の増加幅を大きく上回っており，この点については，前掲【図27】にみられた傾向とも一致する。他方，平均期日間隔については，人証数が増加してもさほど変化がみられない。

以上によれば，第3回報告書で指摘したところと同様，人証数が増加するに従って審理期間や期日回数が増加する傾向があるが，その審理期間や期日回数の増加については，人証調べに要する期間や期日の増加による影響はさほど小さくなく，争点整理等の手続に要する期間や期日の増加による影響が大きいといえる。

【図28】 人証数別の平均期日回数及び平均期日間隔



○ 集中証拠調べの状況

第2回及び第3回報告書においては、人証調べの実施状況を分析した結果、集中証拠調べの実施の浸透、定着がうかがわれることを指摘した（第2回報告書30頁，第3回報告書概況・資料編36頁）。そこで、以下でも同様に人証調べの実施状況に関するデータをみることにする。

【表29】は、人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合を示したものであるが、これによると、人証調べを実施した事件の82.5%（1万9296件）が1回の期日で、96.7%（2万2616件）が2期日以内で人証調べを終えている。平成18年では、人証調べを実施した事件の74.0%が1回の期日で、92.7%が2期日以内で（第2回報告書30頁【表26】参照）、平成20年では、人証調べを実施した事件の77.9%が1回の期日で、94.6%が2期日以内で人証調べを終えており（第3回報告書概況・資料編36頁【表31】）、集中証拠調べを実施する事件の割合が徐々に増加している。

前掲【図28】の人証数別の平均人証調べ期日回数を見ると、平均人証調べ期日回数は、人証数1人から5人までの事件で1回以上2回未満、6人から9人までの事件で2回以上3回未満、10人以上の事件で4.6回となっており、1期日で複数の人証を取り調べていることがうかがわれる。この傾向は、平成20年とおおむね同様である（第3回報告書概況・資料編36頁【図30】参照）。また、前掲【図27】の人証数別の平均人証調べ期間を見ると、人証数7人までの事件の平均人証調べ期間は3月以下となっており、平成20年と同様である（第3回報告書概況・資料編35頁【表29】参照）。

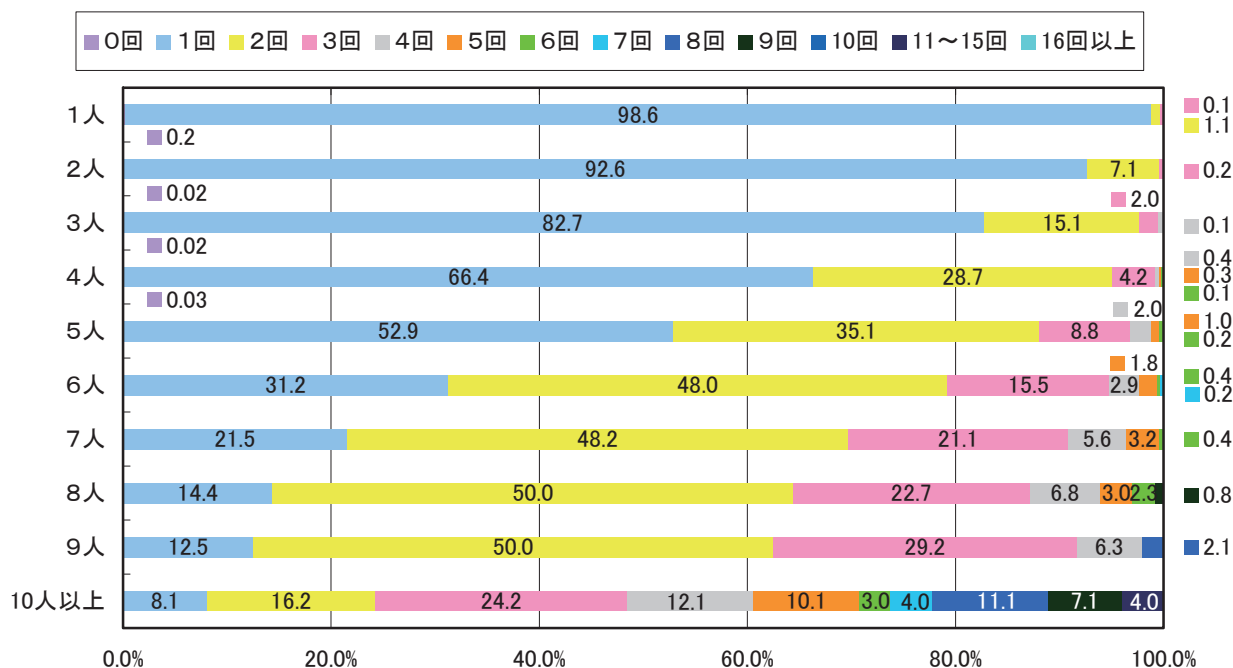
他方、人証数別の人証調べ期日回数の分布状況を示した【図30】によれば、人証調べを1回の期日で終了した事件の割合は、人証数が1人の事件では98.6%、2人の事件では92.6%、3人の事件では82.7%となっており、平成20年と同様、1回の期日で証拠調べを終える事件割合が高い（第3回報告書概況・資料編37頁【図32】参照）。

以上によれば、統計データからも、これまでの調査と同様、集中証拠調べが実施されていることが裏付けられていると考えられる。

【表29】 人証調べ期日回数別の事件数及び事件割合

人証調べ期日回数	事件数	事件割合
1回	19,296	82.5%
2回	3,320	14.2%
3回	582	2.5%
4回	98	0.4%
5回	56	0.2%
6回	15	0.1%
7回	7	0.03%
8回	12	0.05%
9回	8	0.03%
10回	-	-
11～15回	4	0.02%
16回以上	-	-
合計	23,398	100.0%

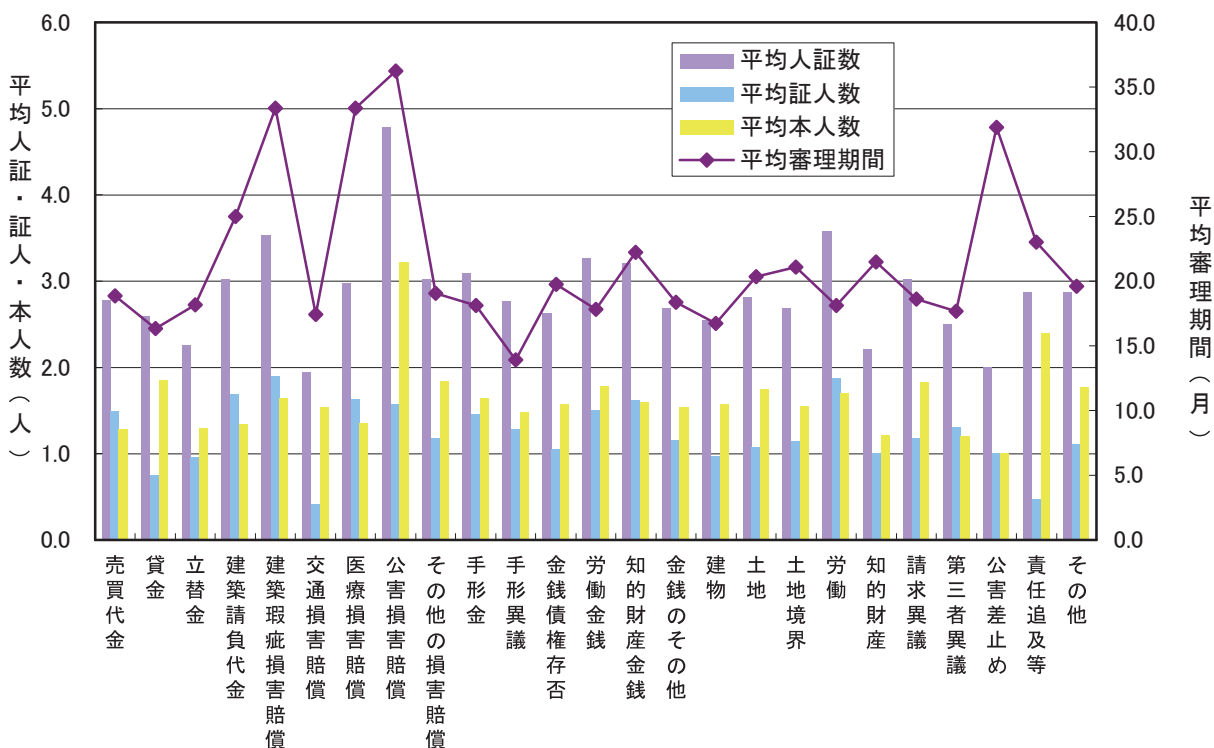
【図30】 人証数別の人証調べ期日回数の分布状況



○ 事件類型別の人証調べ期間等の状況

【図31】は、人証調べを実施した事件について、事件類型別の平均人証数並びにその内訳である平均証人数及び平均本人数を示したものである。「公害損害賠償」、「労働」、「建築瑕疵損害賠償」の順に平均人証数が多くなっている。平成20年において多かった「公害差止め」については平成22年において平均人証数が減少して2.0人となっているが、「医療損害賠償」については3.0人と依然として多い傾向にある（第3回報告書概況・資料編38頁【図33】参照）。

【図31】 人証調べを実施した事件における事件類型別の平均人証数等

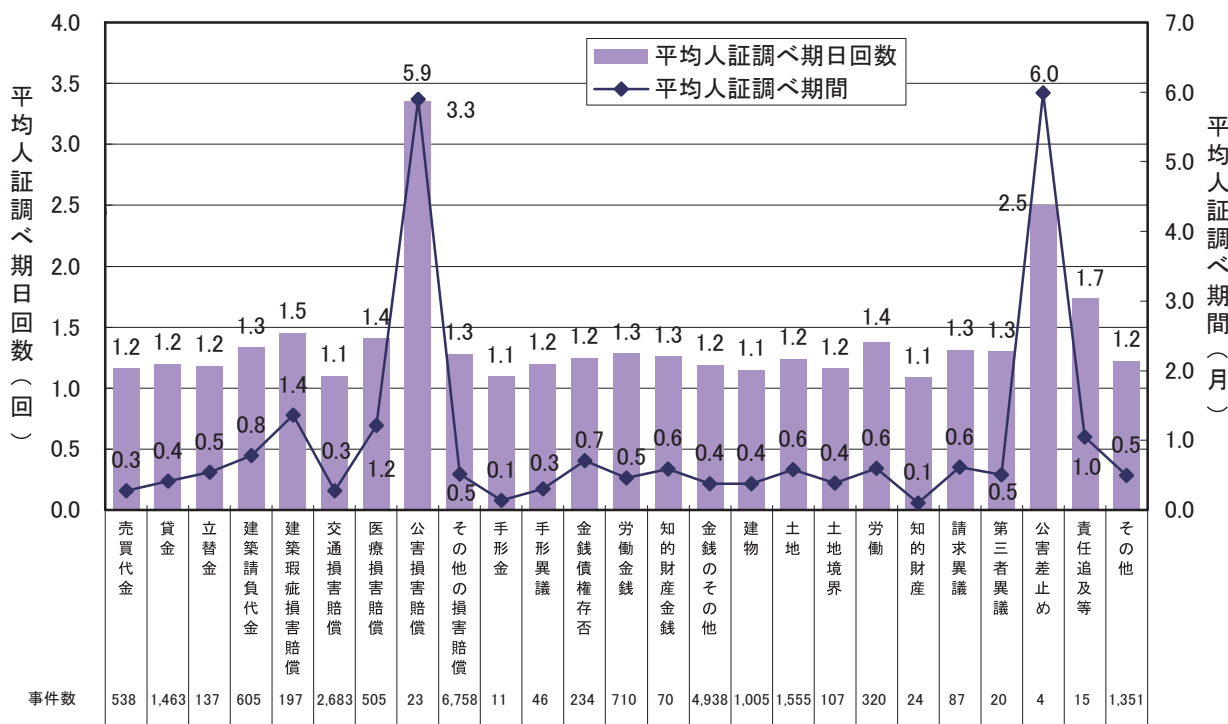


※ 人事を目的とする訴えについては、脚注2のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成22年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、載せていない。

事件の種類	審理期間	人証調べ		
	平均審理期間(月)	平均人証数	うち平均証人数	うち平均本人数
総数	19.1	2.8	1.1	1.7
金				
売買代金	18.9	2.8	1.5	1.3
貸金	16.4	2.6	0.7	1.8
立替金	18.2	2.2	1.0	1.3
建築請負代金	25.0	3.0	1.7	1.3
建築瑕疵損害賠償	33.4	3.5	1.9	1.6
交通損害賠償	17.4	1.9	0.4	1.5
医療損害賠償	33.4	3.0	1.6	1.3
公害損害賠償	36.3	4.8	1.6	3.2
その他の損害賠償	19.1	3.0	1.2	1.8
手形金	18.1	3.1	1.5	1.6
手形異議	13.9	2.8	1.3	1.5
金銭債権存否	19.8	2.6	1.1	1.6
労働金銭	17.8	3.3	1.5	1.8
知的財産金銭	22.2	3.2	1.6	1.6
金銭のその他	18.4	2.7	1.2	1.5
建物	16.7	2.5	1.0	1.6
土地	20.3	2.8	1.1	1.7
土地境界	21.1	2.7	1.1	1.6
労働	18.1	3.6	1.9	1.7
知的財産	21.5	2.2	1.0	1.2
請求異議	18.6	3.0	1.2	1.8
第三者異議	17.7	2.5	1.3	1.2
公害差止め	31.9	2.0	1.0	1.0
責任追及等	23.0	2.9	0.5	2.4
その他	19.6	2.9	1.1	1.8

【図32】は、事件類型別の平均人証調べ期日回数及び平均人証調べ期間を示したものである。事件数の少ない「公害差止め」（4件）、「公害損害賠償」（23件）、「責任追及等」（15件）を除くと、平均人証調べ期日回数は、「建築瑕疵損害賠償」が1.5回、「医療損害賠償」が1.4回、「労働」が1.4回と多く、平均人証調べ期間は、「建築瑕疵損害賠償」が1.4月と最も長い*9。

【図32】 事件類型別の平均人証調べ期日回数及び平均人証調べ期間



※ 人事を目的とする訴えについては、脚注2のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成22年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、載せていない。

*9 「責任追及等」は、いわゆる株主代表訴訟であり、具体的には、会社法847条3項又は5項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴え、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律64条による改正前の商法267条3項又は4項（これらの規定を準用する場合を含む。）に基づく訴えを指す。

○ 上訴率等

(上訴率及び上訴事件割合) *10

【表33】によれば、民事第一審訴訟(全体)の上訴率は15.7%であり、上訴事件割合は5.8%である*11。一方、民事第一審訴訟(過払金等以外)の上訴率は15.9%であり、上訴事件割合は8.0%である。上訴率及び上訴事件割合は、平成20年に比べ、やや上がっている(平成20年は民事第一審訴訟(全体)の上訴率は15.5%、上訴事件割合は5.0%、民事第一審訴訟(過払金等以外)の上訴率は15.4%、上訴事件割合は7.4%。第3回報告書概況・資料編40頁【表35】参照)。

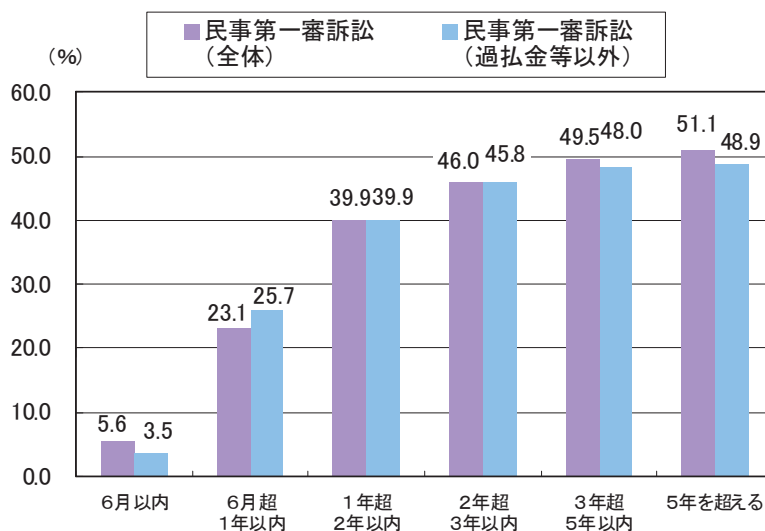
【表33】 上訴率及び上訴事件割合(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
上訴率	15.7%	15.9%
上訴事件割合	5.8%	8.0%

(審理期間別・期日回数別の上訴率)

審理期間別の上訴率を示した【図34】及び全期日回数別の上訴率を示した【図35の1】、【図35の2】によれば、民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外)のいずれにおいても、審理期間が長い事件ほど、あるいは期日回数が多い事件ほど、おおむね上訴率が高くなる傾向がある。これらは、平成20年における傾向と同様である(第3回報告書概況・資料編40頁【図36】、【図37の1】、【図37の2】参照)*12。審理期間が長く、期日回数が多い事件ほど、内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件等が多く含まれるため、上訴率が高くなるものと推測される。

【図34】 審理期間別の上訴率(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

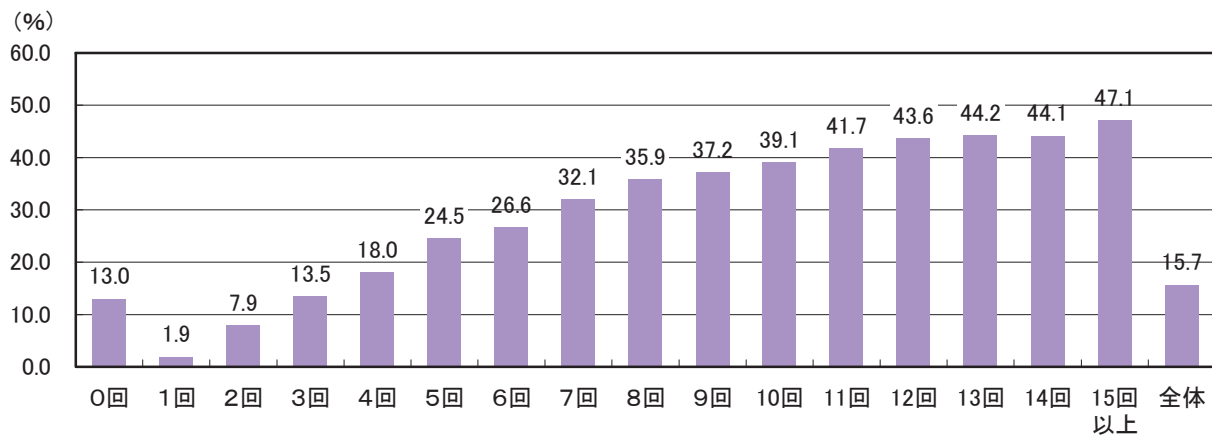


*10 上訴率及び上訴事件割合については、前掲Ⅱ2.1.1脚注5, 6参照。

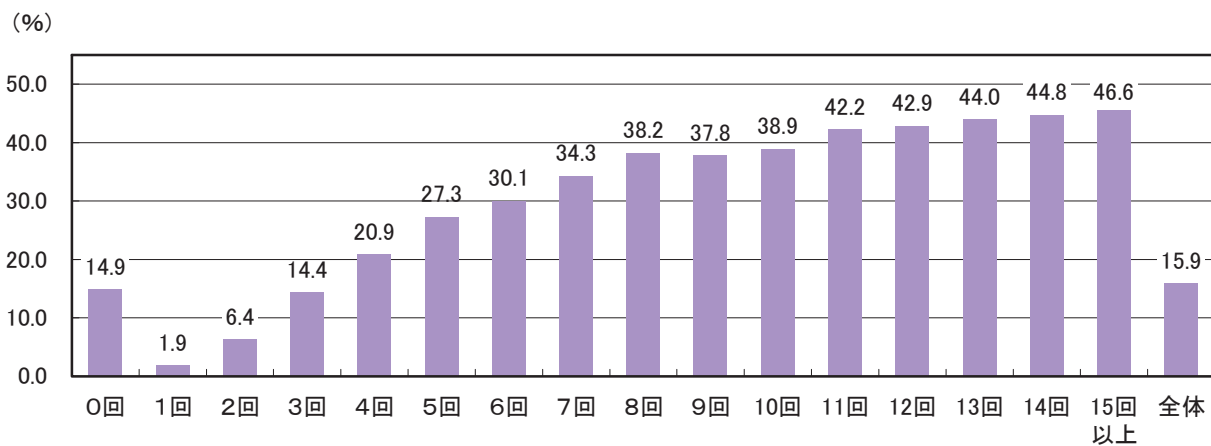
*11 本文に掲げた上訴率及び上訴事件割合の母数となる事件には、被告が口頭弁論に出頭しないまま請求認容判決(いわゆる欠席判決)がされた事件や自白に基づく判決がされた事件などが実質的な争いのない事件も含まれている。

*12 全期日回数0回の事件の上訴率は1割を超えているが、全期日回数0回の事件は、いずれも、口頭弁論を経ないで訴え却下の判決をしたケース(民事訴訟法140条。訴えが不適法でその不備を補正することができないときは、裁判所は、口頭弁論を経ないで、判決で、訴えを却下することができる。)であり、このような形で訴えを却下されたことを不服として控訴をすることが多いものと思われる。

【図35の1】全期日回数別の上訴率(民事第一審訴訟(全体))



【図35の2】全期日回数別の上訴率(民事第一審訴訟(過払金等以外))



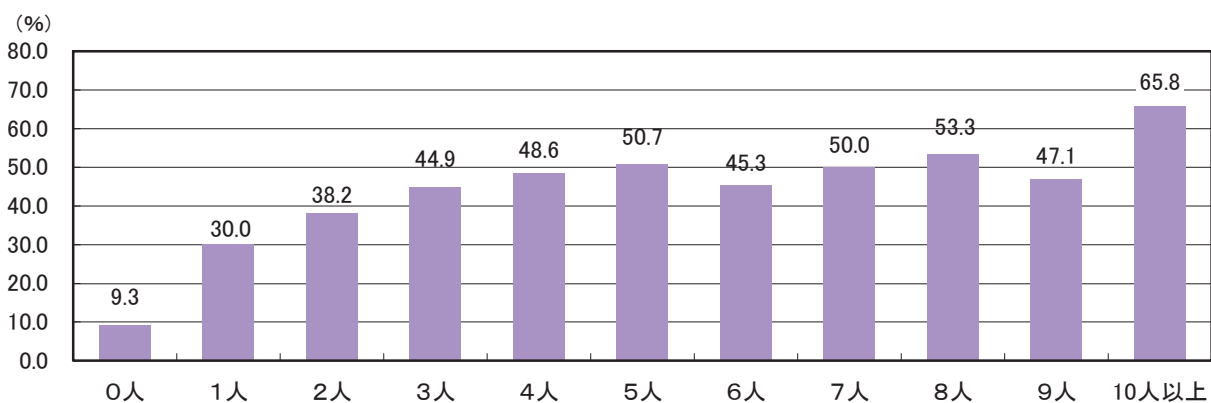
Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

(人証数別の上訴率)

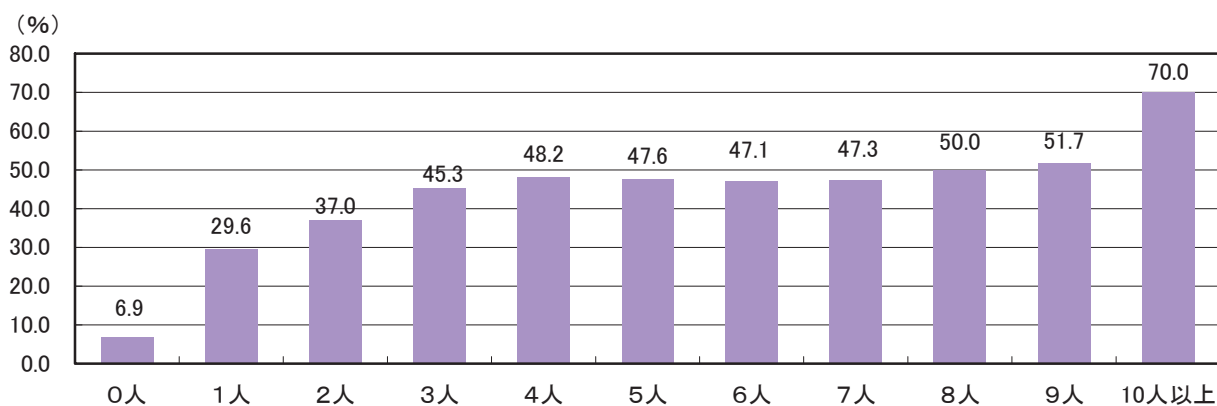
【図36の1】、【図36の2】は、民事第一審訴訟（全体）と民事第一審訴訟（過払金等以外）とに分けて、人証数別の上訴率を示したものである。いずれも多少のばらつきはあるものの、人証数が多い事件ほど上訴率が高くなる傾向がある。人証数の多い事件には、内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件等が多く含まれるからではないかと推測される。

他方、人証調べが実施されなかった事件の上訴率は、民事第一審訴訟（全体）で9.3%、民事第一審訴訟（過払金等以外）で6.9%と低くなっているが、人証調べが実施されなかった事件には、いわゆる欠席判決や自由にに基づく判決がされた事件など実質的な争いのない事件が多数含まれているためであると推測される。また、これらの上訴率を、平成20年（民事第一審訴訟（全体）は7.0%、民事第一審訴訟（過払金等以外）は6.3%）と比較すると、民事第一審訴訟（過払金等以外）よりも、民事第一審訴訟（全体）の上昇割合が大きくなっており、人証調べが実施されないことが多い過払金返還請求訴訟において、上訴が増えたことがうかがわれる。

【図36の1】 人証数別の上訴率(民事第一審訴訟(全体))



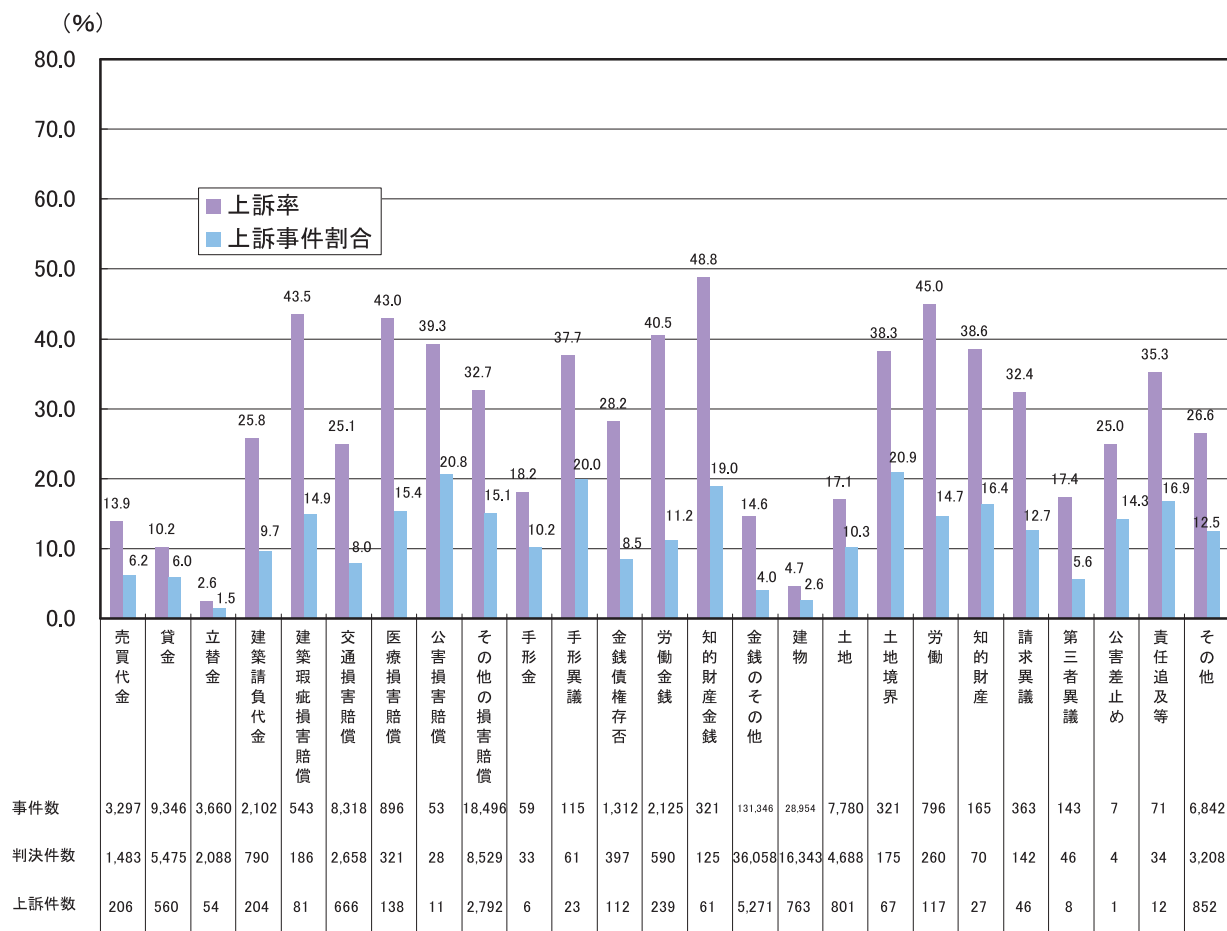
【図36の2】 人証数別の上訴率(民事第一審訴訟(過払金等以外))



(事件類型別の上訴率)

【図37】は、民事第一審訴訟事件の事件類型別の上訴率及び上訴事件割合を示したものである。上訴率が比較的高い事件類型は、「知的財産金銭」(48.8%)、「労働」(45.0%)、「建築瑕疵損害賠償」(43.5%)、「医療損害賠償」(43.0%)、「労働金銭」(40.5%)、「公害損害賠償」(39.3%)、「知的財産」(38.6%)、「土地境界」(38.3%)等であり、事件数の少ない「公害差止め」を除き、平成20年とおおむね同様の傾向である。上訴率が高い上記の事件は、いずれも事案の内容が複雑困難な事件や争訟性の高い事件が多いためではないかと推測される*13。

【図37】 事件類型別の上訴率及び上訴事件割合



※ 人事を目的とする訴えについては、脚注2のとおり、基本的に平成16年4月1日より前に訴えが提起され、平成22年中に既済となった事件を対象とするもので、他の事件類型と比較する必要性が乏しいため、載せていない。

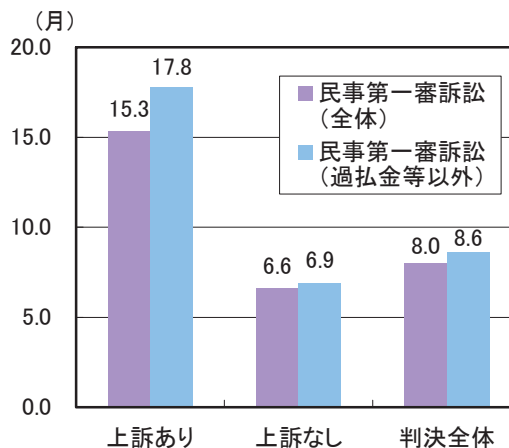
*13 「建築瑕疵損害賠償」、「医療損害賠償」については、当事者間の感情的対立が激しいことも影響しているものと考えられる。また、「労働金銭」についても、当事者間の対立が激しいことが影響していることが考えられる(第3回報告書分析編53頁, 68頁, 84頁参照)。

Ⅱ 民事第一審訴訟事件の概況

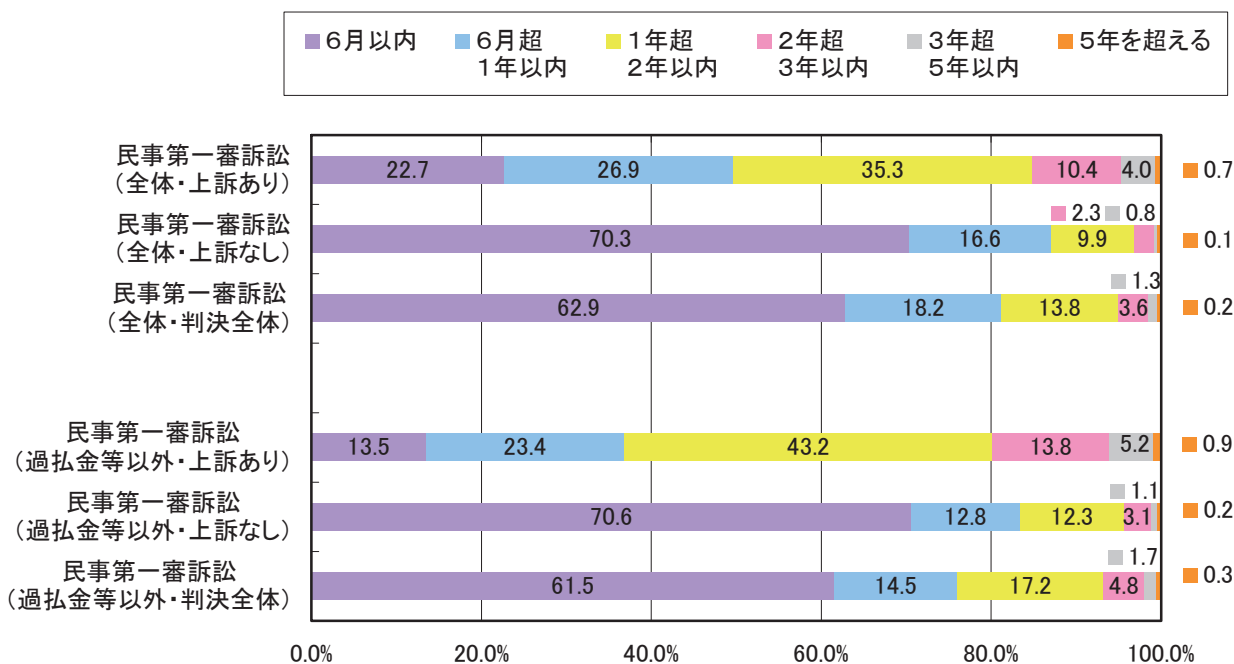
○ 上訴の有無別の平均審理期間等

【図38】は、上訴の有無別に第一審の平均審理期間を示したものである。これによれば、民事第一審訴訟（全体）のうち上訴がされた事件の平均審理期間（15.3月）は、上訴がされなかった事件の平均審理期間（6.6月）の2.3倍以上となっている。また、上訴の有無別に審理期間の分布状況を示した【図39】によれば、民事第一審訴訟（全体）のうち、上訴がされた事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が50.4%、2年を超える事件の割合が15.1%となっているが（6月以内の事件の割合は22.7%）、上訴がされなかった事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が13.1%にとどまるのに対し、6月以内の事件の割合が70.3%に上っている。さらに、民事第一審訴訟（過払金等以外）の判決で終局した事件についても、【図38】によれば、上訴がされた事件の平均審理期間（17.8月）は、上訴がされなかった事件の平均審理期間（6.9月）の2倍以上となっている。なお、民事第一審訴訟（過払金等以外）の上訴の有無別の審理期間の分布状況（【図39】）は、民事第一審訴訟（全体）と比べ、判決全体及び上訴がされなかった事件の分布状況はおおむね同様であるが、上訴がされた事件では、審理期間の長い事件の占める割合が多い傾向にあり、平成20年よりも審理期間の長い事件の占める割合が増えている。

【図38】 上訴の有無別の平均審理期間（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

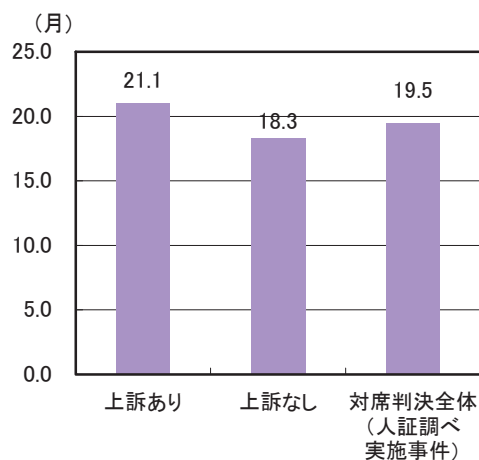


【図39】 上訴の有無別の審理期間の分布状況（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

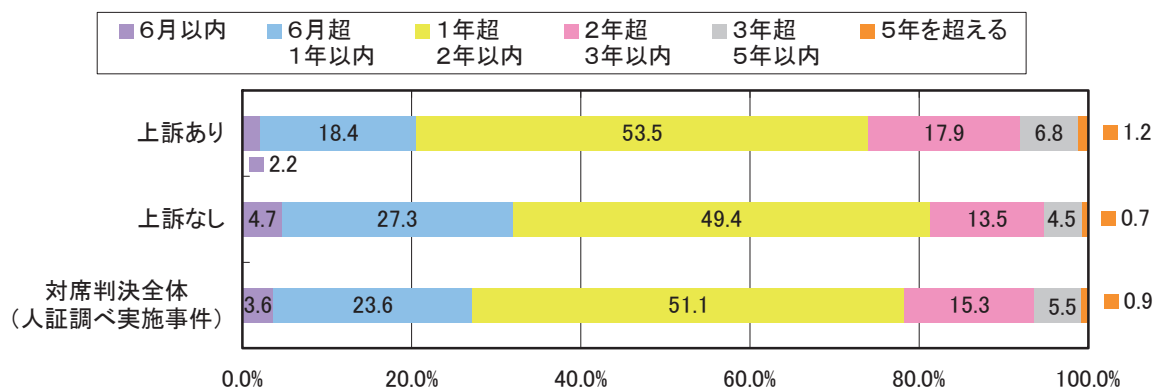


さらに、民事第一審訴訟事件のうち、人証調べを実施し、判決で終局した対席事件*14について上訴の有無別の平均審理期間を示した【図40】によれば、上訴がされた事件の平均審理期間は21.1月であるのに対し、上訴がされなかった事件の平均審理期間は18.3月となっている。また、同じ事件について、上訴の有無別に審理期間の分布状況を示した【図41】によれば、上訴がされた事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が79.4%、2年を超える事件の割合が25.9%であり、6月以内の事件の割合は2.2%となっているのに対し、上訴がされなかった事件では、審理期間が1年を超える事件の割合が68.1%、2年を超える事件の割合が18.7%であり、6月以内の事件の割合は4.7%である。

【図40】 人証調べを実施して判決で終局した対席事件における上訴の有無別の平均審理期間



【図41】 人証調べを実施して判決で終局した対席事件における上訴の有無別の審理期間の分布状況



*14 判決で終局した事件の中には、いわゆる欠席判決がされた事件も含まれているが、このような事件は、対席事件と比べ、平均審理期間が短く(前掲【図15】参照)、実質的に争いが少ないことが多いため、上訴率は低い。また、対席事件であっても、被告が原告の請求原因事実を争わない事件(自白事件)は、実質的な争いがなく、上訴率は低い。このような事件を除外したものが、人証調べを実施し(自白事件では人証調べを実施しないことが多い)、判決で終局した対席事件である。